

# 第二期 武蔵野市学校施設整備基本計画 中間まとめ

第二期武蔵野市学校施設整備基本計画中間まとめへのご意見を募集します。  
ご意見は以下の方法でご提出ください。  
ご提出いただいたご意見の内容は、個人情報を除き原則公開させていただきます。

## ■募集期間

令和8（2026）年3月15日（日）から4月4日（土）まで（消印有効）

## ■提出方法

氏名、住所、電話番号を明記のうえ、意見提出フォーム、郵送、ファクス、Eメールまたは直接持参のいずれか

## ■提出先（問い合わせ）

教育企画課学校改築係

住所：〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号

電話：0422-60-1972 ファクス：0422-51-9264

メール：SEC-KYOUIKU@city.musashino.lg.jp

中間まとめはコチラ↓



意見提出フォームはコチラ↓



令和8（2026）年3月  
第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会



## 目次

第1章	学校施設整備基本計画について	- 1 -
1	計画策定の背景・目的	- 1 -
2	計画の位置付け	- 1 -
(1)	国の計画との整合	- 1 -
(2)	本市の他計画との関係	- 2 -
3	計画の対象	- 2 -
4	計画の期間と見直しのサイクル	- 3 -
第2章	学校施設整備の現状と課題	- 4 -
1	学校施設の保有状況	- 4 -
2	これまでの学校施設の整備状況	- 5 -
3	現状と課題	- 6 -
(1)	学びの充実に向けた教育環境の整備	- 6 -
(2)	老朽化への対応	- 8 -
(3)	児童生徒数の推移と今後の推計	- 9 -
(4)	財政の現状と今後の予測	- 11 -
(5)	建築の現状と課題	- 12 -
第3章	主要論点に関する審議	- 13 -
1	審議事項	- 13 -
2	審議状況	- 13 -
(1)	本市の現状について（第1回審議会）	- 13 -
(2)	国内外の取組等について（第1回審議会）	- 13 -
(3)	第四期武蔵野市学校教育計画について（第2回審議会）	- 13 -
(4)	未来における教育を見据えた校舎のあり方について （学校見学会、第2～3回審議会）	- 13 -
(5)	市立中学校の敷地状況・市の財政状況について（第2回審議会）	- 14 -
(6)	小中学校の適正規模について（第2～3回審議会）	- 14 -
(7)	適正規模を下回る中学校に対する方策について（第4～5回審議会）	- 15 -
参考資料		- 19 -
資料1	武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例	- 19 -
資料2	武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例施行規則	- 21 -
資料3	第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会委員名簿・事務局名簿	- 24 -
資料4	武蔵野市教育委員会からの諮問文	- 26 -
資料5	令和7（2025）年度第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会開催状況	- 27 -
資料6	令和8（2026）年度第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会開催予定	- 28 -
資料7	地域への周知説明と意見聴取の取り組み	- 29 -
資料8	義務教育学校の検討経過及びこれまでの計画策定について	- 30 -
資料9	用語集	- 31 -

# 第1章 学校施設整備基本計画について

## 1 計画策定の背景・目的

本市の市立小中学校施設の多くは昭和30(1955)～昭和59(1984)年に建築され、最も古い学校施設は令和7(2025)年に築後約60年となります。

市では、平成25(2013)年3月に『公共施設再編に関する基本的な考え方』をまとめ、既存施設を安全性や利便性など必要な改善を実施して、長寿命化を図りながら原則60年は使用することとしました。

学校施設についても、この方針に基づき維持管理を行ってきましたが、今後連続して築後60年が到来することから、計画的に更新を行う必要があります。

これまで、武蔵野市教育委員会では新たな教育課題、学校の適正規模、地域の公共施設として学校施設に求められる機能などについて検討した結果を『武蔵野市学校施設整備基本方針』(平成27(2015)年5月)及び『武蔵野市学校施設整備基本計画(以下、「第一期計画」という。)](令和2(2020)年3月)として公表しました。

学校施設の更新は多大な費用と時間を要し、市政に大きな影響を与えるため、着実に計画的に実施できるよう、第一期計画において今後20年間余を見据えた目指すべき学校施設の基本的な方向性と、具体的な施設の整備方針及び標準的な仕様を定めました。本計画に基づき、更新時の物理的余裕及び地域性を鑑み、学校ごとに検討を行ってまいりました。

その後、第一期計画の策定から5年が経ち、子どもたちや学校教育を取り巻く状況の急速な変化や、物価高騰をはじめとした社会情勢の変化への対応が求められる中、第二期武蔵野市学校施設整備基本計画(以下、「第二期計画」という。)の策定に向け、令和7(2025)年7月に小中学校長、小中学校PTA会長、青少年問題協議会代表、開かれた学校づくり協議会委員、公募市民、学識経験者により構成される第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会を設置し、計画策定作業を進めてきました。

第二期計画策定においては、第一期計画を前提として、「全市的な視点から見た中学校の適正な数」と「未来における教育を見据えた校舎のあり方」を主要論点として審議を進めています。

なお、平成27(2015)年度に策定した武蔵野市学校施設整備基本方針の見直しについては、今回策定する第二期計画の中に包含します。

## 2 計画の位置付け

### (1) 国の計画との整合

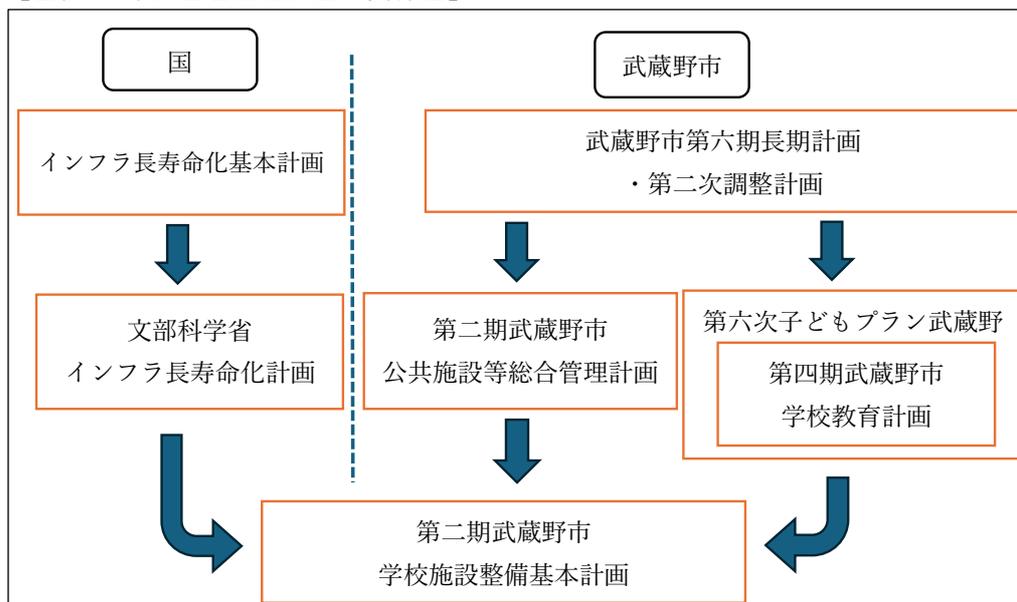
国の『インフラ長寿命化基本計画\*』において、各自治体は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにし、整備の基本的な方針として公共施設等総合管理計画\*を策定することとされています。

各自治体は公共施設等総合管理計画\*に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設計画を策定することが求められており、本計画は本市の学校施設についての個別施設計画となります。

## (2) 本市の他計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である『武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画』及び教育分野の個別計画である『第四期武蔵野市学校教育計画』の内容を踏まえ、学校教育施設についての具体的な方針を示した計画であると同時に、『第二期武蔵野市公共施設等総合管理計画\*』の学校教育施設の類型別施設整備計画でもあります。

【図表 1 本計画と上位計画の関係図】



※このほか、『武蔵野市地域防災計画』『武蔵野市生涯学習計画』『武蔵野市都市計画マスタープラン』等の関連計画との整合を図っています。

## 3 計画の対象

本計画の対象は、本市が所管する学校施設(小学校 12 校、中学校 6 校)とします。

【図表 2 武蔵野市立小中学校一覧】

小学校		中学校	
第一小学校	吉祥寺本町 4-17-16	第一中学校	中町 3-9-5
第二小学校	境 4-2-15	第二中学校	桜堤 1-7-31
第三小学校	吉祥寺南町 2-35-9	第三中学校	吉祥寺東町 1-23-8
第四小学校	吉祥寺北町 2-4-5	第四中学校	吉祥寺北町 5-11-41
第五小学校	関前 3-2-20	第五中学校	関前 2-10-20
大野田小学校	吉祥寺北町 4-11-37	第六中学校	境 3-20-10
境南小学校	境南町 2-27-27		
本宿小学校	吉祥寺東町 4-1-9		
千川小学校	八幡町 3-5-25		
井之頭小学校	吉祥寺本町 3-27-19		
関前南小学校	関前 3-37-26		
桜野小学校	桜堤 1-8-19		

※第五小学校は改築工事中(令和10(2028)年3月までの予定)、第五中学校敷地内の仮設校舎使用  
 ※井之頭小学校は改築工事中(令和11(2029)年3月までの予定)、第一中学校敷地内の仮設校舎使用

【図表 3 武蔵野市小中学校配置図】

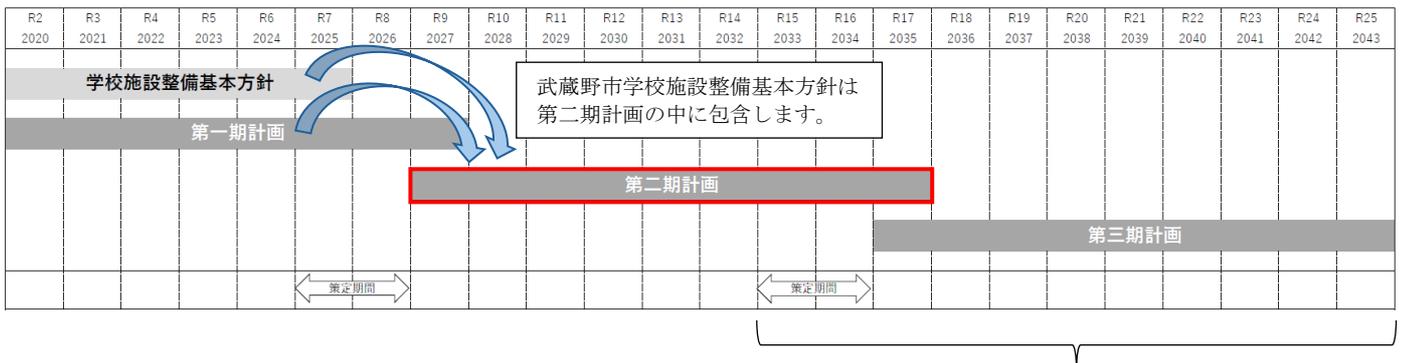


#### 4 計画の期間と見直しのサイクル

本計画は令和 2 (2020) 年度から、大部分の学校の更新が視野に入る令和 25 (2043) 年度までの 24 年間で全体の計画期間とします。そして、全体期間を 3 期に分け、第二期の計画期間を令和 17 (2035) 年度末までとし、その期間中に更新する学校を定め、順次設計、施工を進めていきます。

ただし、各学校の改築にかかる期間、児童生徒数推計の実施時期、教育内容の変化、社会情勢の変化、建築技術の革新、本市の財政状況の変化など、様々な変動を考慮し、改定時期を見直す場合があります。

【図表 4 計画見直しサイクル】



令和 8 (2026) 年 3 月時点の予定であり、今後変更する可能性があります

## 第2章 学校施設整備の現状と課題

### 1 学校施設の保有状況

【図表5-1 学校施設基本情報(小学校)】R8年3月時点

施設名	建物名	敷地面積 (㎡)	構造	階数	延床面積* (㎡)	建築年度		築年数
						西暦	和暦	
第一小学校	校舎棟	10,591	RC	5	4,369	1968	S43	58
	体育館棟		RC+S	3	791	1969	S44	57
	プール更衣室棟		S	2	296	2000	H12	26
第二小学校	校舎棟	9,850	RC	4	5,030	1967	S42	59
	体育館棟		RC+S	3	777	1967	S42	59
第三小学校	校舎棟	11,370	RC	4	4,564	1969	S44	57
	北校舎棟		RC	3	552	1974	S49	52
	体育館棟		RC+S	3	870	1968	S43	58
	第二体育館棟	857	RC	3	823	1987	S62	39
第四小学校	北校舎棟	13,045	RC	5	5,264	1972	S47	54
	南校舎棟		RC	2	1,106	1978	S53	48
	体育館棟		RC+S	3	771	1968	S43	58
第五小学校	現在改築中							
大野田小学校	校舎棟	15,051	RC	6	12,150	2004	H16	22
	西校舎棟		S	2	382	2017	H29	9
	体育館棟		RC+S	2	1,268	1979	S54	47
境南小学校	東校舎棟	14,192	RC	4	2,505	1971	S46	55
	西校舎棟		RC	5	5,163	1975	S50	51
	体育館棟		RC+S	2	789	1976	S51	50
	調理場棟		RC	1	361	1975	S50	51
本宿小学校	校舎棟	11,482	RC	5	6,671	1978	S53	48
	体育館棟		RC+S	2	794	1978	S53	48
	調理場棟		RC	1	354	1978	S53	48
千川小学校	校舎棟	10,714	RC	5	6,075	1996	H8	30
	体育館棟		RC	2	3852	1996	H8	30
井之頭小学校	現在改築中							
関前南小学校	校舎棟	12,620	RC	4	3,631	1971	S46	55
	南校舎等		S	2	695	2023	R5	3
	体育館棟		RC+S	2	752	1971	S46	55
桜野小学校	校舎棟	12,176	RC	4	5,134	1977	S52	49
	北校舎棟		RC	3	1,483	2010	H22	16
	西校舎棟		S	3	1,128	2014	H26	12
	体育館棟		RC+S	4	3,022	2001	H13	25

RC：鉄筋コンクリート造      S：鉄骨造      SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造

【図表 5-2 学校施設基本情報(中学校)】R8年3月時点

施設名	建物名	敷地面積 (㎡)	構造	階数	延床面積* (㎡)	建築年度		築年数	
						西暦	和暦		
第一中学校	校舎棟	15,335	RC	4	9,230	2026	R7	0	
	体育館棟		RC	2					
	音楽室棟		RC	2	337	1988	S63		38
	旧体育館棟		SRC	5	4,030	1982	S57		44
第二中学校	校舎棟	15,024	RC	5	5,976	1967	S42	59	
	東校舎増築棟		RC	2	264	1992	H4	34	
	体育館棟		SRC	4	2,973	1984	S59	42	
第三中学校	校舎棟	13,700	RC	4	4,041	1971	S46	55	
	体育館棟		SRC	5	4,730	1982	S57	44	
第四中学校	校舎棟	19,996	RC	5	8,538	1974	S49	52	
	体育館棟		RC+S	5	6,892	1992	H4	34	
	特別学級棟		S	2	451	1991	H3	35	
第五中学校	校舎棟	19,559	RC	3	8,971	2025	R6	1	
	体育館棟		RC	2					
	プール更衣室棟		RC	1	107	1984	S59		42
	旧体育館棟		RC+S	2	1,288	1964	S39		62
第六中学校	西校舎棟	10,392	RC	5	4,686	1971	S46	55	
	東校舎棟		RC	3	2,132	1980	S55	46	
	体育館棟		RC+S	3	1,153	1972	S47	54	

RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート

## 2 これまでの学校施設の整備状況

【図表 6 学校施設の主な整備】

年度	内容
昭和 30(1955)～昭和 59(1984)年	校舎、体育館の非木造化
昭和 55(1980)～62(1987)年度 平成 14(2002)～18(2006)年度 平成 20(2008)～21(2009)年度	学校施設耐震補強
平成 5(1993)～8(1996)年度	千川小改築事業
平成 8(1996)年度	旧境北小と旧桜堤小を再編*し、桜野小開校
平成 10(1998)～23(2011)年度 平成 14(2002)～17(2005)年度	小学校内へのこどもクラブ*設置 小学校内へのあそべえ*設置
平成 15(2003)～16(2004)年度	大野田小改築事業
平成 17(2005)年度～	予防保全*(劣化保全・改良保全)の事業化
平成 22(2010)年度 平成 26(2014)年度	桜野小校舎増築(児童増対策)
平成 23(2011)年度～	普通教室、特別教室等への空調設備設置
平成 27(2015)～30(2018)年度	特定天井の耐震改修
平成 29(2017)年度	校内無線LAN*化
平成 29(2017)年度	大野田小校舎増築(児童増対策)
平成 30(2018)～令和元(2019)年度	体育館への空調設備設置
令和 5(2023)年度	関前南小校舎増築(児童増対策)
令和 4(2022)～6(2024)年度	第五中改築事業※一部外構工事を除く
令和 4(2022)～7(2025)年度	第一中改築事業※一部外構工事を除く
令和 6(2024)～9(2027)年度予定	第五小改築事業※一部外構工事を除く
令和 7(2025)～10(2028)年度予定	井之頭小改築事業※一部外構工事を除く

### 3 現状と課題

#### (1) 学びの充実にに向けた教育環境の整備

##### 現状と課題

第四期学校教育計画（令和7（2025）から令和11（2029）年度）では、教育理念として「自他の幸せと豊かな社会を実現する未来の創り手を育む」を実現するため教育活動を進めています。

これからの学校施設では、新しい時代に求められる学習活動の実現に向けて、「学びの多様化」「地域との共生」「持続可能性」を支える柔軟なプラットフォームとしての機能が求められます。

また、「個別最適な学びと協働的な学び」に対応した多様な教育環境ニーズの実現はもとより、学習にサポートが必要な児童・生徒など、多様な子どもの学習環境においても十分配慮する必要があります。

##### ①学校での子どもの育ちや学びを支える基盤となる場

教育は学校のみで完結するものではありません。本市の強みである地域の教育力を生かすことで、子どもたちが多様な大人と出会い、多様な生き方に触れることができます。そのために、学校と地域が日常的に交わり、学びと生活がつながる開かれた拠点としての校舎が求められます。

また、GIGA スクール構想\*では、学習者用端末の利活用により一人ひとりの習熟度に適した授業の展開を実現可能なものにし、子どもたちは試行錯誤しながら思考し、表現することにより、多彩な学びに取り組むことを目指しています。実現に向けては、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する必要があります。

##### 【キーワード】

- ・学びと地域が自然につながる空間
- ・多目的・可変的な学習空間や探究・交流の場
- ・GIGA スクール構想\*（高速通信ネットワーク）

##### ②自らの人生を切り拓く自信と意欲を育む場

令和3（2021）年1月には、中央教育審議会より、「令和の日本型学校教育の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」が答申され、社会の急激な変化に対応した新しい時代の教育のあり方が検討されています。

その中で、これまで学校教育が培ってきた学校全体で子どもを育てる文化を生かしつつ、教員は「学びをデザインすること」が求められています。従来の校舎では、廊下と教室が壁で仕切られた「均質で閉鎖的な空間」でしたが、学びをデザインする校舎では、オープンスペース\*や可動式の家具など、より可変性を高めていくことで、教員・子ども自身がレイアウトを自由に変更し、一人一人の子どもの個性や特性を生かしながら学びの場を展開したり、体験活動を充実させたりしていくことが期待できます。

##### 【キーワード】

- ・個別最適な学びと協働的な学び
- ・すべての子どもの居場所づくり
- ・体験活動の充実

##### ③多様性を生かし、社会を形成する力を養う場

予測困難な時代に一人ひとりが未来の創り手となるためには、子ども自身が「自分が学級や学校をつくるのだ」という主体性を生かした教育活動が大切です。「社会に開かれた教育課程」の実現を通じて、子どもが社会の一員としての意欲をもち、共に学びあい・育ちあう環境が求められており、「主体的・対話的で深い学び\*」の観点から学習過程の改善が図られています。

また、高度専門職である教師には、新しい知識・技能等を学び続け、子どもたちに対してよりよい教育を行う教育環境をつくることが求められます。

【キーワード】

- ・主体的な教育活動
- ・未来を考える学びの創出
- ・教員の働き方改革

令和4（2022）年3月に文部科学省から「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告が示され、これからの学校施設は、新しい時代の学びを実現していくことを基本とし、それらを具体化する施設環境を創造していく必要があります、そのキーコンセプトは「Schools for the Future」（「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する）であるとされています。

「未来思考」の視点は、次の4つです。

- ① 学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定概念から脱し「学校施設全体を学びの場」として捉え直します。廊下も、階段も、体育館も、校庭もあらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になります。
- ② 教室環境について、単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していく視点（柔軟性）をもちます。
- ③ 紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく視点（可変性）をもちます。
- ④ どのような学びを実現したいか、そのためにどのような空間を創り、それをどう生かすか、関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有します。

【図表7 第四期武蔵野市学校教育計画体系図】



方針Ⅰ 学校での子どもの育ちや学びを支える基盤をつくる

- (1)家庭・地域と連携した教育活動の充実
- (2)関係機関・専門家との連携の充実
- (3)質の高い教育活動を支える環境の整備

方針Ⅲ 多様性を生かし、社会を形成する力を培う

- (6)子どもによる主体的な教育活動の推進

自他の幸せと豊かな社会を実現する未来の創り手

方針Ⅱ 自らの人生を切り拓く自信と意欲を育む

- (4)全ての子どもによさや可能性の伸長
- (5)生涯に渡る自立した学び手の育成



### (3) 児童生徒数の推移と今後の推計

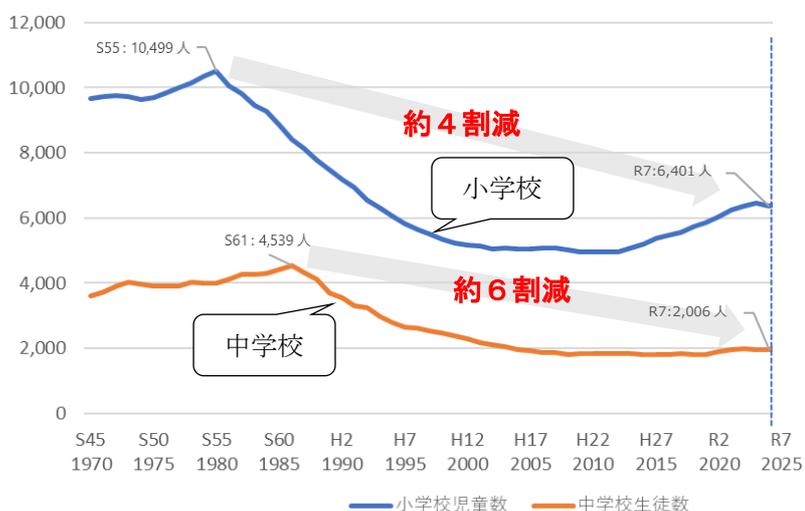
#### ア 現状

小学校児童数は昭和 55(1980)年度に 10,499 人、中学校生徒数は昭和 61(1986)年度に 4,539 人をピークに下がり始め、令和 7 (2025) 年度現在の小学校児童数は 6,401 人と約 4 割減少、中学校生徒数は 2,006 人と約 6 割減少しています。

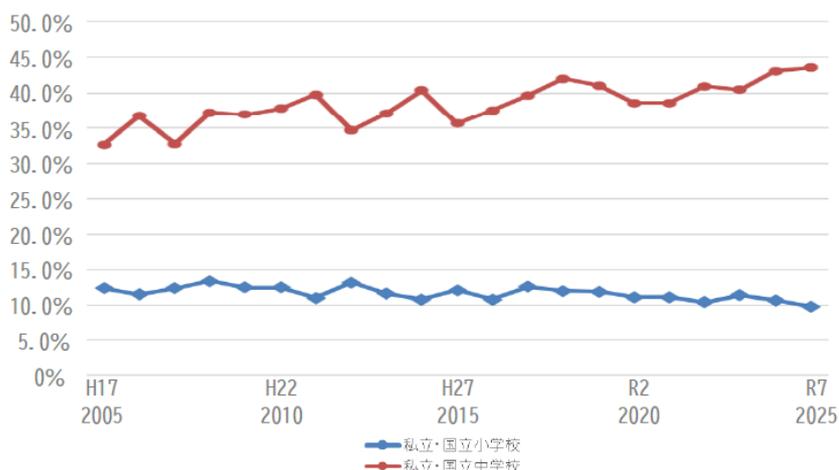
令和 7 (2025) 年度に実施した人口推計に基づく児童・生徒数推計によると、20 年後には小学生児童数が約 3 割減少し、中学校生徒数は数年間増加するものの、20 年後には約 2 割減少する予想となっています。

市内在住者の内、私立国立小学校へは約 1 割、私立国立中学校へは約 4 割以上の進学率となっています。

【図表 10 市立小中学校児童生徒数推移】



【図表 11 私立国立小中学校進学率】

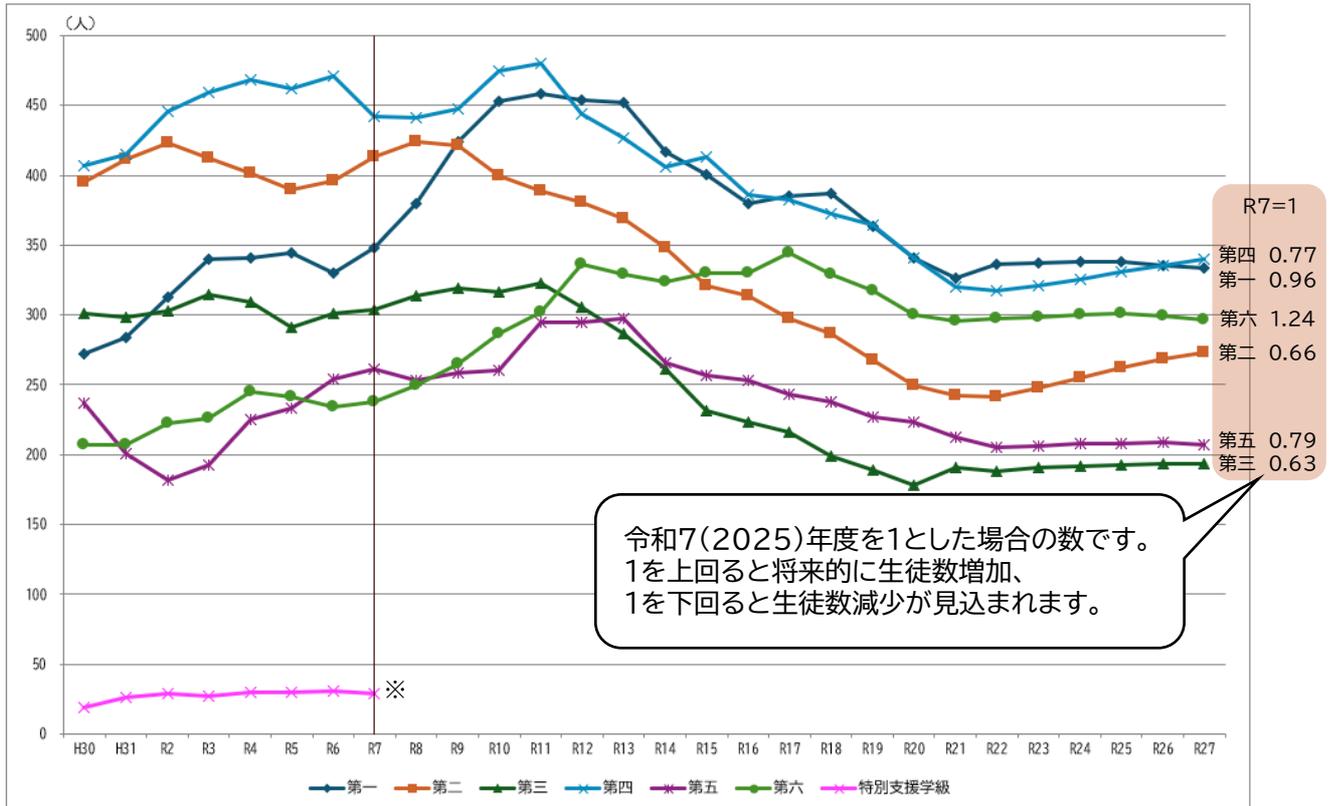


#### イ 課題

児童生徒数の推計値は更新する学校施設の規模に大きな影響を与えますが、推計の実施時期により結果に差異が生じるため、市の長期計画・調整計画を策定する際に実施する児童生徒数推計をはじめとした最新の推計値を注視するとともに、児童生徒数の変化に柔軟に対応できる施設とする必要があります。

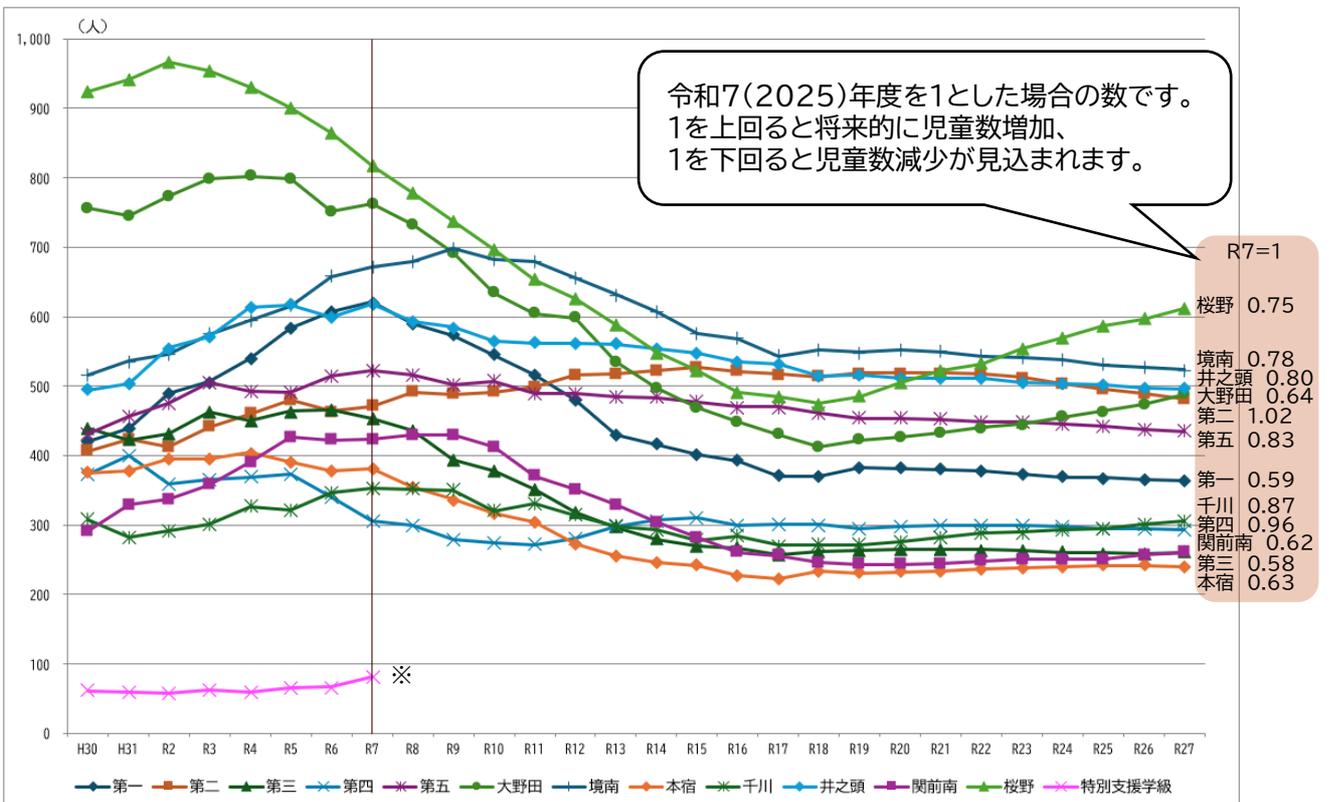
将来的に人口が減少し、適正規模を下回る学校については、学区の見直しや、学校再編（統合新校、吸収合併など）及び施設の複合化\*・多機能化\*を検討する必要があります。

【図表 12-1 市立中学校の生徒数推計（確定値）】



※特別支援学級\*については、支援を必要とする児童・生徒の実態や学習指導要領\*等の変更に応じて柔軟に対応するために、推計値とは別に検討を行っている。

【図表 12-2 市立小学校の児童数推計（確定値）】



※特別支援学級\*については、支援を必要とする児童・生徒の実態や学習指導要領\*等の変更に応じて柔軟に対応するために、推計値とは別に検討を行っている。

#### (4) 財政の現状と今後の予測

##### ア 現状

市立小中学校の学校施設整備に必要な資金として平成 13(2001)年度に武蔵野市学校施設整備基金\*を設置し、令和 7(2025)年度末の残高は約 205 億円です。

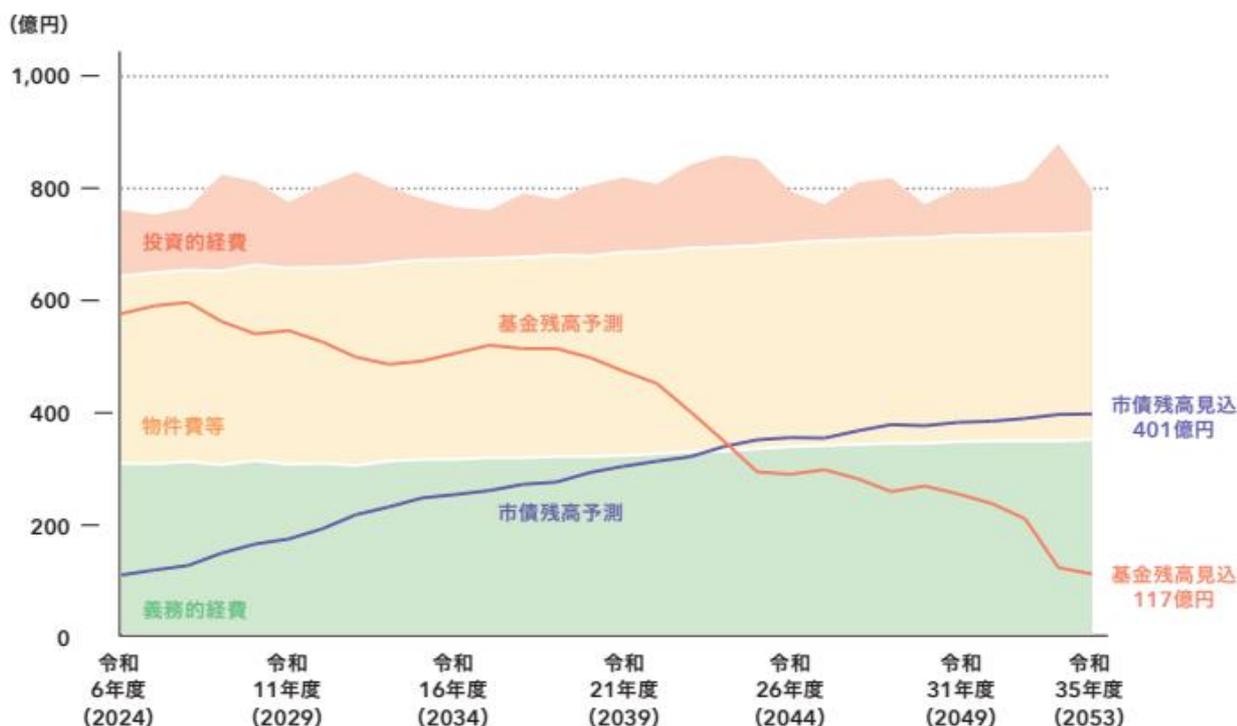
一方、本市の公共施設の床面積において学校施設は 52%を占めており、今後の老朽化対策には多大な財政負担が予想されます。

##### イ 課題

今後も健全な財政を維持しながら公共施設等の更新を着実に進め、充実した公共サービスを継続していくためには、市の将来的な財政予測の範囲内で更新できるよう、学校施設の規模や整備水準が過大とならないようにしなければなりません。

また、学校施設のみならず市全体の公共施設の更新期を迎えていることから、財政負担を平準化するため、関係課と連携しながら、他施設の更新時期を踏まえ、最適な更新時期を決定する必要があります。

【図表 13 投資的経費\*の支出を踏まえた本市の今後の財政の見通し】



資料：武蔵野市第六期長期計画・調整計画（令和 6（2024）年 3 月策定）

一般会計全体の財政シミュレーションにおいても、基金\*が減り、市債\*が増える方向性は同様です。30 年後の基金\*残高の見込みは約 117 億円（令和 6（2024）年度末現在約 606 億円、約 80%減）、市債\*残高の見込みは約 401 億円（令和 6（2024）年度末現在約 119 億円、約 237 %増）です。

## (5) 建築の現状と課題

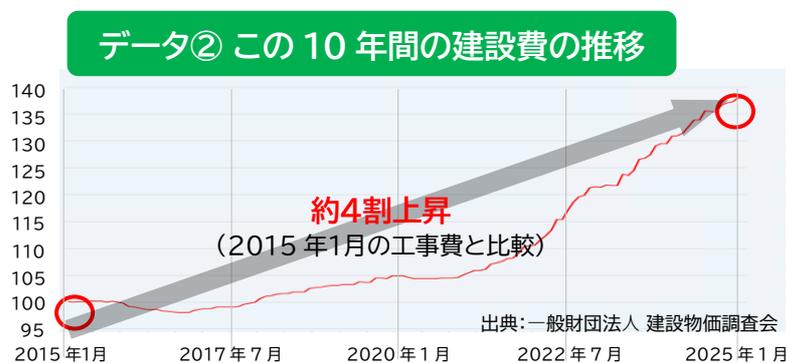
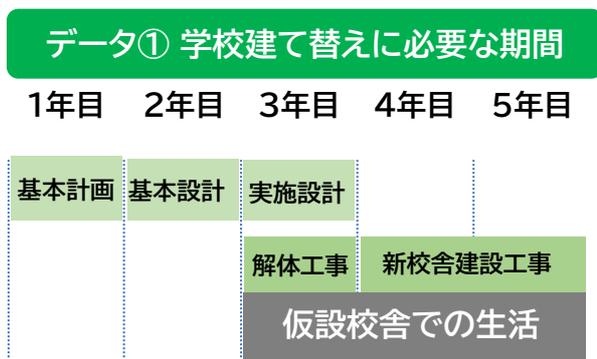
### ア 現状

改築にあたっては、同一敷地内での建て替えが求められるため、高さ制限\*や日影規制\*など、建築以後に改正された法規制等により、現在と同じ規模、同じ配置では施設の更新ができない場合があります。また、仮設校舎を設置した上で既存校舎を段階的に解体・新築する工事方法を想定しており、工事期間は約3年間に及ぶ見込みであることから、この間、児童生徒は仮設校舎で学校生活を送ることとなり、長期間にわたる仮設校舎での教育活動が想定されます。建設費においては、近年、建設資材価格や労務費の高騰を背景に急激に上昇しており、学校改築事業を取り巻く環境は大きく変化しています。

### イ 課題

将来の児童生徒数の推移や教育内容の変化を見据え、必要な機能を確保しつつ、施設規模を適正化する必要があります。また、仮設校舎においても、児童生徒及び教職員の負担軽減に配慮の観点で、建替え手順や段階施工の制約を踏まえ、仮設校舎の設置期間や工事工程を最小限とする配置計画を検討することが求められます。建設費においては、社会情勢の変化により学校改築の事業費が大きく増加し、仮設校舎整備費も含めた財政負担が重くなる中、事業費の抑制と計画的な事業実施が大きな課題となっています。

【図表 14 建築期間・建築費】



近年の物価高騰や人手不足に伴い、建設費も高騰しています。

## 第3章 主要論点に関する審議

### 1 審議事項

本計画を策定するための審議会は令和7（2025）年7月に設置されました（設置期間：令和8（2026）年12月まで）。審議会では、教育委員会からの諮問を踏まえ、令和7（2025）年度は主要論点として、子どもの学びを第一に「全市的な視点から見た中学校の適正な数」と「未来における教育を見据えた校舎のあり方」について、審議を進めました（全5回）。

#### 【主要論点】

- ①全市的な視点から見た中学校の適正な数
- ②未来における教育を見据えた校舎のあり方



### 2 審議状況

#### (1)本市の現状について（第1回審議会）

審議会として本市の現状を把握する必要があるため、第1回審議会では事務局から、市立小中学校の児童数・生徒数の推移、私立国立小中学校進学率、築年数、最新の改築校である第五中学校のコンセプト、令和6（2024）年度から実施している未来の学校づくりに向けた意見聴取結果、学校改築にかかる期間・コスト等の説明がありました。

#### (2)国内外の取組等について（第1回審議会）

学識経験者である会長から、諸外国の取組、国の動向の紹介がありました。これからの学校教育の姿を考えるための観点として、①子どもの新たな学び②教職員の協働体制③多様なアクターとの連携という3つの観点を提案がありました。

同じく学識経験者である副会長から、建築面における最新の学校づくりの考え方や他自治体の最新の学校建築の紹介があり、子どもたちの生活動線上に図書や教材を配置するなど、校舎全体に学びの機会が散りばめられた校舎について説明がありました。また、PLACE to Prepare for life～学校は社会に出る準備の場所である～という設計の基盤となる考え方について説明がありました。

#### (3)第四期武蔵野市学校教育計画について（第2回審議会）

学校改築の検討にあたって、本市の学校教育計画を踏まえることが必要であるため、委員である教育部長から、令和7（2025）年度からスタートした第四期武蔵野市学校教育計画について説明がありました。同計画は、教育理念「自他の幸せと豊かな社会を実現する未来の創り手を育む」とその実現のため、方針1「学校での子どもの育ちや学びを支える基盤をつくる」、方針2「自らの人生を切り拓く自信と意欲を育む」、方針3「多様性を生かし、社会を形成する力を培う」を掲げています。

#### (4)未来における教育を見据えた校舎のあり方について（学校見学会、第2～3回審議会）

審議会では、9月12日に本市で最も新しい改築校である大野田小学校と第五中学校の見学会を実施しました。第五中学校については、改築して半年という非常に新しい学校でした。両校の校長、副校長と意見交換を行い、校舎の良いところと実際使ってみてわかった課題等を聞きました。

第2回審議会においては、第四期武蔵野市学校教育計画の教育理念についての説明も踏まえて、未来における教育を見据えた校舎のあり方について審議を重ねました。

審議会としては、下記の内容を提案し、令和8（2026）年度にさらに審議を深めていきます。

#### 【校舎のあり方に関する審議会からの提案】

- 時代に応じて求められる教育活動に対応できるフレキシブル\*な校舎が必要である。
- 学校は地域の核。さまざまな機能、付加価値のある校舎が必要である。
- 学校は災害時の避難所にもなるので、さまざまな状況を想定してつくる必要がある。
- 子どもは荷物が多いので収納スペースを充実させる必要がある。

## (5) 市立中学校の敷地状況・市の財政状況について（第2回審議会）

今回審議の中心となる中学校の適正な数について、現状の中学校の敷地状況を確認するため、事務局から各中学校の敷地面積・許容建築面積\*・許容延床面積\*・立地特性の説明がありました。

また、市の直近の財政状況について、委員である財務部長から説明がありました。その中では、今後、学校改築が進んでいく中で、市の貯金（基金\*）が減り、市の借金（市債\*）が増加していくとの説明がされました。

## (6) 小中学校の適正規模について（第2～3回審議会）

第1回、第2回審議会と学校見学会を踏まえて、今後の学校改築を考えていくにあたり、本市にとって最適な学校規模について審議をしました。武蔵野市学校施設整備基本方針（平成27（2015）年度策定）では、小中学校の適正規模を1校7学級以上と定めていますが、この間、学習指導要領\*改訂等もあり、教育活動において多様な人材との関わりが求められる中で、学級数が少ないことにより、生徒同士・生徒と教員との人間関係に配慮したクラス編制や教育活動がしにくいこと、クラス同士、生徒同士、教員同士が切磋琢磨する教育活動がしにくいなどの課題があることも踏まえて、20年以上先を見据えて、子どもの学びを第一に審議を重ねました。

### 【適正規模に関する審議のまとめ】

審議会としては、小中学校の適正規模については「1校12～18学級」とすることにまとめられました。（小学校：1学年2～3学級、中学校：1学年4～6学級）

審議会で作された主な意見は下記のとおりです。

#### ①教育面

##### 《子どもの学び》

- ・多様な人との関わりの機会が多い方が、学びも発展しやすく、行事の活気も出やすい。
- ・適正規模の学校だからこそ、できることがあるのではないかな。
- ・人間関係に配慮した学級編制もできるような学級数は多い方がよい。
- ・特別な配慮を要する子や教室に入れられない子が落ち着いて過ごせる場所の確保など、柔軟に対応できる教育環境づくりが必要である。
- ・地域との連携のため開かれた学校がよいが、防犯対策も必要で、そのバランスが重要。

##### 《教員の指導体制》

- ・教員は学級数に応じて配置される。教員が互いに切磋琢磨、フォローしつつ、教材研究の時間や研修機会も得やすいよう、学級数（教員数）は多い方がよい。
- ・教員が能力を発揮するためには働きやすい学校である必要がある。そのためには、コミュニケーションが取りやすく、リラックスしやすい空間づくりが大切である。
- ・中学校の先生にも多様性があった方がよい。
- ・講師が教えているだけでよいのかと感じていた。中学校はある程度の学級数（教員数）が必要。

#### ②建築面

##### 《改築中》

- ・改築中に仮設校舎で過ごす期間は、校庭が狭くなるなどの制約が生じることから、可能な限り短くすべきである。

#### ③財政面

- ・物価高騰も考慮し、よい学校をつくることと持続可能な財政運営の両立を考える必要がある。
- ・選択と集中の投資で、魅力のある学校づくりを進めたい。

##### 【参考】国（文部科学省）の標準

小学校・中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。 <根拠：学校教育法施行規則>

#### (7)適正規模を下回る中学校に対する方策について（第4～5回審議会）

第3回審議会では審議会としてまとめた適正規模（1校12～18学級）で20年後の中学校生徒数を単純に割ると、武蔵野市における中学校の数は3～4校となります。ただし、地域の実態等も含めて検討する必要があるため、審議会では(6)の適正規模を下回る中学校に対する方策について、第二期計画期間中に改築予定の第二中学校、第六中学校を対象として、各委員が方策を提案したうえで、それぞれのメリット・デメリットを審議しました。委員から提案された方策は下記の3案になります。

##### **【第二中・第六中の改築について審議会が出された方策案】**

- 案① 第二中・第六中を再編\*し統合新校を設置する。
- 案② 小規模であっても現状を維持してそれぞれ改築する。
- 案③ 義務教育学校\*（施設一体型小中一貫校）を設置する。

第4回・第5回審議会において、上記3案のメリット・デメリットをまとめた意見集約表に基づき、各方策の課題と解決策などについて審議を行いました。

なお、義務教育学校\*（施設一体型小中一貫校）については、事務局よりこれまでの検討結果として、武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画においては実施しないことになっているとの説明がありました。審議会として義務教育学校\*（施設一体型小中一貫校）の設置を提案する場合には、第七期長期計画策定の中での審議が必要となることに留意して審議を進めました。

##### **【方策に関する審議のまとめ】**

審議会としては、「第二中・第六中を再編\*し統合新校を設置する」ことが望ましい。

《各委員の意見集約表》

	再編*	小規模存続	義務教育学校*の設置 (施設一体型小中一貫校)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒が多様な人間関係を学べる。教員数も多くなり、様々な対応が可能となる。</li> <li>・適正規模を実現し、多様な教育活動や教員の専門性向上につながる。</li> <li>・建て替え時に、既存校の敷地利用により、仮設校舎期間がゼロになる。</li> <li>・財政面のメリットが大きい。再編で生じた財源をハード面・ソフト面に充当できる。</li> <li>・旧桜堤小学校敷地は、桜堤調理場や浄水場が近接し、地域防災の拠点になり得る。また坂道が少なく避難しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一人が活躍する場を提供しやすい。</li> <li>・生徒や地域のコミュニティへの影響が少ない。</li> <li>・小規模校ならではの良さや、その年ごとの学校の特色を維持できる。</li> <li>・学区域はそのままとなることから、通学距離は変わらない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9年間を通して、体系的な教育活動ができる。</li> <li>・魅力的な付加価値のある学校にできる可能性がある。</li> <li>・新規の学校ということで前向きな印象を出しやすい。</li> <li>・（小学校と中学校を集約した施設にすることで）財政面のメリットがある。</li> <li>・境南小を義務教育学校*にできると、境南町エリアに中学生がいることで災害時に心強い。</li> <li>・学校全体（小学生・中学生）で規模をキープすることができる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区域が広がることから、通学距離が長くなる生徒が出る。</li> <li>・学校がなくなることへの心理的な抵抗感が生じる。</li> <li>・学校施設の集約に伴い、災害時の避難所が減少する。</li> <li>・大規模校だと生徒の自主性・自立性が育ちにくいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建て替えの時に仮設校舎が必要になり、使用できる校庭のスペースも狭まる。</li> <li>・財政面で影響が大きい。将来的に市独自の施策・サービスを縮小せざるを得ない可能性も高まる。</li> <li>・適正規模を下回る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な敷地面積を確保できない。新設に伴う心理的な抵抗感が生じる。</li> <li>・中高一貫校の人気の高い中、ニーズが少ないのではないか。</li> <li>・再度このテーマを議論することは第二期計画の第二期計画のタイムテーブルと合わないため、改築スケジュールが遅れることになる。</li> <li>・境南小に義務教育学校*を設置するには敷地面積が足りない。</li> </ul>
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学距離が遠くなることについて、自転車通学を認めたり、学区域の弾力化を図ることで対応できる。</li> <li>・避難所が減少するが、新設校の防災機能を強化し、防災拠点とすることで対応できる。</li> <li>・大規模校でも小規模校でも生徒の主体性に大きな差はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会や修学旅行などは、複数校で合同実施にすればよい。</li> </ul>	

【その他の意見】

- ・地域や関係者への丁寧な説明が必要である。
- ・教育にもっと投資すべき。財政については、教育以外の分野を含め、市全体として無駄の削減が必要である。
- ・建設費が高騰しているため、建設費削減の方策を検討する必要がある。
- ・第二中のような学級数の多い学校と第六中のような学級数が少ない学校を比較する必要がある。
- ・小中学生からの意見を取ってはどうか。

### 【義務教育学校\*（施設一体型小中一貫校）設置案】

- ・ 境南小敷地に、境南小と境南小卒業の中学生を対象とした学校  
※第4回審議会にて境南小敷地への義務教育学校\*設置は困難との説明あり
- ・ 第六中敷地に、第六中と第二小を対象とした学校
- ・ 第二中・旧桜堤小敷地に、第二中と桜野小を対象とした学校

審議会が出た意見は下記のとおりです。

#### （1）再編\*

##### 《特徴》

- ・ 多様な教育活動や教員の専門性向上が実現しやすい。
- ・ 生徒が多様な人間関係を学べる。教員数も多くなり、様々な対応が可能となる。
- ・ 今後生徒数が減ることが想定されているため、子どもの学び、教員の指導体制の観点から、一定規模以上の学校であることが望ましい。そのために、学校を再編する選択肢が最善の策であると思う。
- ・ 中学校の生徒数・学級数が少ないと、十分な常勤教員が配置されず、足りない部分は非常勤講師等を配置する必要が生じる。この場合、講師は学校が探すことになるが、昨今講師確保が非常に難しく、十分な指導体制が構築できていない学校もある。再編により適正規模の学校となることで全教科で常勤教員が確保される。
- ・ 人手不足を補うため、講師が複数の学校を掛け持ちするという案も出たが、それぞれの学校で生徒や学校の特性があり、講師への負担が大きい。
- ・ 適正規模の学校の方がより学習環境を充実させやすい。また常勤教員が多く配置され、教員が様々なアイデアを生み出すことで、より良い学習環境が準備され、子どもの学びにつながる。
- ・ 学級数が多いと、生徒が人間関係で困った場合に、クラス編成で配慮が可能となる。
- ・ 旧桜堤小学校敷地は、桜堤調理場や浄水場が近接し、地域防災の拠点になり得る。
- ・ 第二中学校周辺は坂道も多く、車いす利用者が避難しづらいが、旧桜堤小敷地も含め改築すると解消される。
- ・ 学校改築工事には3年間かかるが、再編により仮設校舎の期間をゼロにできるため、子どもへの精神面の負担軽減、財政面でメリットがある。
- ・ 教育の充実のために適正規模を満たせる再編がよい。それに伴うデメリットは対策を検討すべき。
- ・ 再編によりおおよそ50億円コストを削減できる。この財源の一部をソフト面の事業に充当可能。

##### 《課題》

- ・ 現状、不登校生徒が多い、市立への進学率が低い、友人との人間関係が悪い、内申点を取りづらいなどの課題があると感じている。再編することでこれらの課題が解決するのか疑問である。
- ・ 内申点の付け方には基準があるため、取りやすさが学校によって異なることはない。
- ・ 避難所が減少するが、新設校の防災機能を強化し、防災拠点とすることで対応できる。
- ・ 通学距離が長くなる生徒がいるが、自転車通学を認めたり、学区域の弾力化を図ることで対応可能。
- ・ 再編はやめてほしい。第二中・第六中はそれぞれ良さがあり、その年の子どもたちの色もある。
- ・ 第二中学校と第六中学校を再編すると、子どもたちへの精神的な負担が大きい。

#### （2）小規模存続

##### 《特徴》

- ・ 生徒や地域コミュニティへの影響が少ないため現状維持でよい。
- ・ 再編\*を行わない場合、20年後は各中学校の学級数は2～3であり、現在の第六中学校と同規模であり、特に問題はないと感じる。
- ・ 小規模校ならではの良さや、その年ごとの学校の特色を維持できる。
- ・ 学区域はそのままとなることから、通学距離は変わらない。

##### 《課題》

- ・ 第六中学校を今の敷地で建て替える場合、仮設校舎を建てると校庭が狭くなり、体育や部活動が十分に実施できない。
- ・ 非常勤講師を複数校兼務させる事例もあるが、講師への負担が大きく、なかなか人が見つからない。

### (3) 義務教育学校\*（施設一体型小中一貫校）の設置

#### 《特徴》

- ・廃校や吸収合併の印象より新規の学校とすることで、前向きな印象に感じられる。
- ・魅力的な付加価値のある学校にできる可能性がある。
- ・（小学校と中学校を集約した施設にすることで）財政面のメリットがある。
- ・境南町には中学校がないため、災害時に中学生がいない状況が起こりうるが、境南小学校が義務教育学校\*になると解消される。

#### 《課題》

- ・小学生の活躍の場が少なくなる。
- ・中高一貫校の人气が高まっている中、ニーズが少ない。
- ・義務教育学校\*については、武蔵野市第六期長期計画において検討され、設置しないと決まった。この方針を変更する場合、次期（第七期）長期計画策定時に議論する必要があり、学校改築のスケジュールが遅れる。
- ・境南小学校を義務教育学校\*とする場合、小学校、中学校で仕様が異なることや授業編成、安全面から体育館は2つ設けたり、校庭も一定の広さを確保することが求められることから、現敷地に義務教育学校\*を建設することは非常に困難である。

### (4) その他

#### (委員意見)

- ・子どもからの意見聴取もしてほしい。
- ・再編\*ありきで進んでいると思っている地域住民もいる。

### (5) 会長からの申し送り事項

- ・第二中、第六中の保護者、地域等の関係者には丁寧に説明すること。
- ・本審議会で、義務教育学校\*の設置について意見が出たことについて、武蔵野市第七期長期計画の策定の際に報告すること。
- ・令和8（2026）年度の本審議会では、未来における教育を見据えた校舎のあり方について、より審議を深めること。

## 参考資料

### 【資料1】武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例

令和5年3月22日条例第14号

改正

令和6年3月15日条例第4号

令和7年3月17日条例第24号

武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例

(設置)

第1条 武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する計画の策定に関し必要な事項について調査及び審議を行うため、武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(計画の策定)

第2条 教育委員会は、教育に関する施策の基本的な方向性を示すため、次に掲げる計画を策定する。

- (1) 武蔵野市学校教育計画
- (2) 武蔵野市学校施設整備基本計画
- (3) 武蔵野市生涯学習計画
- (4) 武蔵野市スポーツ推進計画
- (5) 武蔵野市図書館基本計画

2 前項各号の計画（以下「各計画」という。）の総体を、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付ける。

(所掌事項)

第3条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を教育委員会に答申する。

- (1) 各計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第4条 審議会は、第2条第1項の規定により策定する計画ごとに設置するものとし、教育委員会が当該計画の内容に応じて委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。

2 審議会の委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から前条の規定による答申の日までとす

る。

(守秘義務)

第5条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第6条 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。

(計画の点検及び評価)

第7条 各計画の点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき教育委員会が行う点検及び評価をもって実施するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

2 武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則（令和6年3月15日条例第4号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和7年3月17日条例第24号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 【資料2】武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例施行規則

令和5年4月6日教育委員会規則第8号

改正

令和6年3月4日（教）規則第1号

武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例（令和5年3月武蔵野市条例第14号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（組織）

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者をもって組織し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験のある者
- （2） 武蔵野市立小学校又は中学校の校長
- （3） 計画ごとに別表に掲げる者
- （4） 公募による市民
- （5） 市の職員
- （6） 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 別表に規定する武蔵野市図書館協議会委員のうち公募による市民である者は、前項第4号の公募による市民とみなす。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに選任されていないとき又は事故があるとき若しくは欠けているときの会議は、教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密の保護、正当な利益の保護等のため審議会が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 条例第5条の規定は、前項の規定により出席を求められた者について準用する。この場合において、同条中「委員」とあるのは「会議に出席を求められた者」と読み替えるものとする。

(点検及び評価)

第6条 各計画の策定にあたっては、条例第7条の規定により実施する各計画の点検及び評価の結果を反映するものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、各計画を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和6年3月4日(教)規則第1号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

この規則は、令和7年4月14日から施行する。

別表 (第3条関係)

計画名	関係者
武蔵野市学校教育計画	武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会を代表する者
	武蔵野市開かれた学校づくり協議会委員
	武蔵野市青少年問題協議会地区委員会委員長会議を代表する者
武蔵野市学校施設整備基本計画	武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会を代表する者
	武蔵野市開かれた学校づくり協議会委員
	武蔵野市青少年問題協議会地区委員会委員長会議を代表する者
武蔵野市生涯学習計画	武蔵野市社会教育委員 (第3条第2号の委員を除く。)
	公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団の職員

武蔵野市スポーツ推進計画	一般社団法人武蔵野市スポーツ協会を代表する者
	武蔵野市スポーツ推進委員協議会を代表する者
	公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団の職員
	障害者スポーツの振興に取り組む団体の関係者
	武蔵野市内におけるスポーツに関係する団体の関係者
武蔵野市図書館基本計画	武蔵野市図書館協議会委員（第3条第2号の委員を除く。）

【資料3】第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会委員名簿・事務局名簿

委員名簿

氏名	職名等	区分
福本 みちよ ◎	東京学芸大学大学院教育学研究科教授	学識経験者
垣野 義典 ○	東京理科大学創域理工学部建築学科教授	
谷川 拓也	第一小学校校長	学校関係者
喜連 寛武	第四中学校校長	
木村 大祐	境南小学校 PTA 会長	PTA 代表
小島 まどか	第六中学校 PTA 会長	
村雲 祐一	第二中学校開かれた学校づくり協議会	地域
足立 恵子	第三中学校開かれた学校づくり協議会	
澤木 宗人	青少年問題協議会境南地区委員会 委員長	
安島 知江	吉祥寺北町在住	公募市民
吉清 雅英	総合政策部長	行政
樋爪 泰平	財務部長	
真柳 雄飛	教育部長	

・◎は会長、○は副会長

## 事務局

所属	氏名
教育部教育企画課長	牛込 秀明
教育部教育企画課学校施設計画担当課長	村越 祐介
教育部教育企画課学校施設担当課長	田中丸 善史
教育部教育企画課学校改築係主査	鈴木 雄介
教育部指導課長	荒井 友香
教育部教育支援課長	祐成 将晴
教育部教育支援課教育相談支援担当課長	志賀 直樹

## 【資料 4】武蔵野市教育委員会からの諮問文

7 武教企第 206 号  
令和 7 年 7 月 17 日

第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会 会長 殿

武蔵野市教育委員会  
教育長 吉原 健

### 第二期武蔵野市学校施設整備基本計画の策定について

武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例第 3 条の規定に基づき、下記事項について諮問します。

#### 記

##### 1 諮問事項

第二期武蔵野市学校施設整備基本計画の策定について

##### 2 諮問理由

将来の予測が困難な時代を背景として、個人の価値観の多様化、デジタル社会の進展等により、子どもたちや学校教育を取り巻く状況が急速に変化しています。また、本市においては、公共施設が更新期を迎えると同時に、物価高騰をはじめとした社会情勢の変化への対応も求められています。

このような状況の中、本市においては、令和 2 年 3 月に策定した学校施設整備基本計画に基づき、第五中学校、第一中学校、第五小学校、井之頭小学校の改築に取り組んできました。本審議会においては、子どもの学びを第一に、全市的な視点から中学校の適正な数や未来における教育を見据えた校舎のあり方について、建築面や財政面など様々な観点も含めて検討し、本市の今後の学校改築計画について、審議くださいますようお願いいたします。

**【資料5】令和7（2025）年度第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会  
開催状況**

	開催日	主な内容
第1回	令和7（2025）年 7月17日(木)	(1) 会長、副会長選出 (2) 教育長諮問 (3) 審議会の運営、役割、策定の進め方等について ・ 現行の武蔵野市学校施設整備基本計画 (4) 武蔵野市の現状説明について ・ 児童生徒数 ・ 進学率 ・ 改築工事の実績 ・ 直近改築校のコンセプト ・ 令和6（2024）年度実施の意見聴取紹介 (5) 未来における教育を見据えた校舎のあり方について ・ 学識経験者からの説明 ・ 意見交換
第2回	9月18日(木)	(1) 第1回審議会振り返り・学校見学報告 (2) 学校教育計画を踏まえた学校施設整備基本計画の方向性説明 (3) 各種参考資料について（追加分） (4) 未来の学校施設のあり方について（委員による議論） ・ 武蔵野市の小中学校の適正規模について （「中学生の学び・人間関係」「教職員の職場改善の必要性」等） ・ 学校建築の観点で望まれる校舎について ・ 必要な敷地条件と財政について
第3回	11月6日(木)	(1) 第2回審議会振り返り (2) 人口推計に基づく児童・生徒数、学級数の推計について (3) 未来の学校施設のあり方について（委員による議論） ・ 武蔵野市の小中学校の適正規模について ・ 学校建築の観点で望まれる校舎について
第4回	令和8（2026）年 1月19日(月)	(1) 第3回審議会振り返り (2) 未来の学校施設のあり方について（委員による議論） ・ 適正規模を下回る中学校に対する方策について
第5回	2月25日(水)	(1) 第4回審議会振り返り (2) 未来の学校施設のあり方について（委員による議論） ・ 適正規模を下回る中学校に対する方策について (3) 中間まとめ案について

**【資料6】令和8（2026）年度第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会  
開催予定**

	開催日	主な内容
第6回	4月28日（火）	・ 中間まとめパブリックコメント及び回答（案）の共有
第7回	6月30日（火）	・ 学校施設整備にあたっての考え方 （これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性、学校施設整備に向けた考え方）
第8回	8月24日（月）	・ 計画・設計の具体的事項 （施設規模、施設の配置と整備方針） ・ 整備スケジュールと費用の見通し （整備スケジュール、事業費（現段階の参考試算）について）
第9回	10月5日（月）	・ 計画（案）に関する審議
/	11月21日（土）～ 12月2日（水）	・ 計画（案）に対するパブリックコメント募集
第10回	12月21日（月）	・ 答申

※令和8（2026）年3月時点の予定であり、今後変更する可能性があります

## 【資料 7】 地域への周知説明と意見聴取の取り組み

### (1) 審議会の開催に合わせてリーフレット発行（添付資料参照）

小中学校保護者、未就学児保護者（保育園、幼稚園）、コミュニティセンターに配布。

- ・Vol. 1 令和6（2024）年12月発行
- ・Vol. 2 令和7（2025）年3月発行
- ・Vol. 3 令和7（2025）年7月発行
- ・Vol. 4 令和7（2025）年10月発行
- ・Vol. 5 令和7（2025）年12月発行
- ・Vol. 6 令和8（2026）年2月発行



### (2) ワークショップ\*の開催

- ①保護者・地域・教職員対象（全6回） 令和6（2024）年7月～8月 参加者 115名
- ②中学校生徒会対象（全6回） 令和6（2024）年12月～令和7（2025）年3月 参加者 34名
- ③PTA会長対象 令和7（2025）年1月 参加者 23名



### (3) 審議経過説明会の開催

#### ①第2回審議会までの審議経過説明会（市立中学校6校で開催）

- ・令和7（2025）年10月27日（月）午前10時から11時30分…第一中学校 参加者 10名
- ・令和7（2025）年10月28日（火）午後4時から5時30分 …第二中学校 参加者 13名
- ・令和7（2025）年10月29日（水）午後3時30分から5時 …第三中学校 参加者 5名
- ・令和7（2025）年10月30日（木）午前10時から11時30分…第四中学校 参加者 4名
- ・令和7（2025）年10月30日（木）午後3時30分から5時 …第五中学校 参加者 16名
- ・令和7（2025）年10月31日（金）午後3時30分から5時 …第六中学校 参加者 5名



#### ②第3回審議会までの審議経過説明会（3駅圏で開催）

- ・令和8（2026）年1月6日（火）午後6時30分から8時 …芸能劇場 参加者 18名
- ・令和8（2026）年1月8日（木）午後6時30分から8時 …商工会館 参加者 31名
- ・令和8（2026）年1月9日（金）午後6時30分から8時 …スイングホール 参加者 28名



## 【資料 8】義務教育学校\*（施設一体型小中一貫校）の検討経過及びこれまでの計画策定について

### 平成 28（2016）年 2 月 武蔵野市小中連携教育推進委員会報告書より

第二期武蔵野市学校教育計画にある「小中連携をさらに進めた小中一貫教育についても検討していく」を受けて、教育委員会内部に委員会を設置。「教育指導面において、小中一貫教育を検討することは有効である」との結論を出した。

### 平成 30（2018）年 2 月 武蔵野市小中一貫教育検討委員会答申より

上記報告書を受けて、学識経験者、校長会、地域団体、行政で構成する委員会を設置。「現時点では、すべての小学校区で小中一貫教育を実施すべきか否か、実施の是非を決定する段階に至っていないと考える。そのため、教育委員会においては、小中一貫教育の実施の検討について、全市的な議論をさらに深めるよう努めていただきたい。」

### 平成 30（2018）年 11 月 武蔵野市小中一貫教育あり方懇談会報告書より

上記答申を受けて、学識経験者、地域団体、副市長、教育長で構成する懇談会を設置。「中学校に相当する後期課程の規模や施設一体型校舎における児童生徒の学校生活への影響のほか、地域コミュニティ等に与える影響・課題や、防災上の課題、移行期間中の課題、現状の児童・生徒数の増加や施設設置上の課題、建設費用など、本市の学校環境がおかれている現時点での状況を総合的に踏まえると、本懇談会としては、すべての小中学区単位での施設一体型小中一貫校による小中一貫教育は実施するべきではないと判断する。」

### 平成 31（2019）年 2 月 武蔵野市第六期長期計画討議要綱より

「小中一貫教育実施の是非については、小中一貫教育あり方懇談会において、本市の学校環境がおかれている現時点での状況等の総合的な議論を行った。この議論を踏まえ、小学校区単位の施設一体型小中一貫校ではなく、従来環境で、引き続き本市の学校教育に求められる目的、目標の達成を目指す。」

### 令和元（2019）年 12 月 武蔵野市第六期長期計画決定（計画期間：令和 2（2020）年度～令和 11（2029）年度）

「武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、各学校や地域の実情にあわせた多機能化\*・複合化\*を検討しながら、従来環境のもと、学校の改築を着実に進める。」

### 令和 2（2020）年 3 月 第一期武蔵野市学校施設整備基本計画決定（計画期間：令和 2（2020）年度～令和 25（2043）年度）

従来環境を前提とした計画を策定。

### 令和 6（2024）年 1 月 武蔵野市第六期長期計画・調整計画決定（計画期間：令和 6（2024）年度～令和 10（2028）年度）

「武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、改築事業に着手している。本調整計画期間中に改築事業が予定される学校については、第二中学校と第六中学校との統合の可否とその後の第六中学校跡地への第二小学校移転配置の可能性の有無など、改築期間中も含めて、教育面を第一に様々な観点から課題を検討し、関係者の意見も聞きながら方針を決定して、事業を進める。」

### 令和 7（2025）年 1 月 武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画決定（計画期間：令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度）

「武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、改築事業に着手している。学校の改築においては、地域で子どもたちを育てるといった視点が大切である。今後の改築事業が予定される学校は、子どもの学びを第一に、全市的な観点から中学校の適正な数や未来における教育を見据えた校舎のあり方について、子ども、教職員、保護者、地域の意見や専門家の知見を踏まえ、建築面や財政面など様々な観点も含めて検討し、改築を進める。」

## 【資料 9】用語集

用語	説明
<b>あ行</b>	
あそべえ	文部科学省が所管する「放課後子ども教室」の武蔵野市での名称。保護者を含めた地域社会全体で子どもを育てるという考え方に基づき、小学生の放課後を充実させるための施策の一つとして、早朝、放課後、学校長期休業中に学校の教室、校庭、図書室を利用した開放事業を行い、小学生の安全な居場所を提供し、異年齢児童の交流を図っている。
インフラ長寿命化基本計画	今後、約 800 兆円に及ぶインフラストックの高齢化に的確に対応するとともに、大規模災害に備え、国土、都市や農山漁村を形成する基盤を広く「インフラ」として捉え、あらゆるインフラを対象に、老朽化対策に関する政府全体の取組として、国土交通省が平成 25 (2013) 年 11 月に策定した。
オープンスペース	教室と一体化して多目的に使用できるスペース。武蔵野市においては千川小や大野田小において普通教室と廊下の間仕切りを設置せず、一体として使用できるようになっている。
<b>か行</b>	
学習指導要領	文部科学省が全国の学校教育（小・中・高）で一定の水準を保つために定めた、教科等の目標や大まかな指導内容の基準。約 10 年ごとに改訂され、教科書や授業時数の基盤となる。
GIGA スクール構想	文部科学省が推進する「児童・生徒 1 人 1 台端末」と「高速大容量の通信ネットワーク」を学校に整備し、ICT を最大限に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現する教育改革のこと。GIGA は「Global and Innovation Gateway for All」の略。
基金	自治体が条例の定めに基づいて特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために、任意に設置した資金または財産。
義務教育学校	「義務教育学校」は小中一貫校として、義務教育 9 年間の学びを一貫して行うものである。義務教育はこれまで「小学校」と「中学校」で別々に担ってきたが、「義務教育学校」では義務教育 9 年間の学びを 1 人の校長の下、1 つの学校が担う。小学校と中学校では別々のカリキュラムや指導方法だが、義務教育学校では子どもたちの発達段階を踏まえて、学校全体で一体的・計画的に取り組みを進めていく。
建築面積	建築物の外壁またはこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(建物を真上から見たときの外周で求めた面積)。
公共施設等総合管理計画	少子高齢化の進行に伴い、税収の増加が見込めないこと、社会保障関連費が増加することなど、将来の財政状況が厳しいことが予測される中、これまで整備してきた公共施設・都市基盤施設の多くが更新時期を迎えるにあたり、計画的な整備・更新を行うため、すべての公共施設・都市基盤施設を俯瞰する基本的な方針を定めた計画。総務省の要請を受け、武蔵野市では平成 29 (2017) 年 2 月に策定した。

用語	説明
<b>さ行</b>	
再編	(本審議会では次のように定義) 2つの学校をまとめ、新しい学校を設置すること。統合新校。
市債	道路、学校、公園など、長期にわたって使用する公共施設の建設・整備のために、市が銀行や政府から借り入れる長期的（1会計年度を超える）な資金のこと。将来の世代も恩恵を受ける施設を世代間の負担公平性を保ちながら整備し、維持知的な多額の負担を平準化する目的で発行される。
主体的・対話的で深い学び	児童に必要な資質・能力を育むための学びの質に着目し、授業改善の取組を活性化していく視点として位置付けられたもの。具体的には、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。 ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。 ② 子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。 ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。
<b>た行</b>	
高さ制限	建築基準法において、ある地区や地域の建築物の高さの最高限度を定めること。具体的には、「絶対高さ制限」「道路斜線制限」「隣地斜線制限」「北側斜線制限」「日影規制*（日影による中高層建築物の高さの制限）」がある。
多機能化	一つの施設に複数の機能を持たせる手法（例：学校の屋内運動場を平日昼は学校施設として授業等で使い、夜間・休日は市民施設として一般開放する、など）。
長寿命化改修	老朽化した施設を、将来にわたって長く使い続けるため、単に物理的な不具合を直すのみではなく、建物の機能や性能を、可能な範囲で引き上げるための改修。
投資的経費	支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられ、ストックとして将来に残るものに支出される経費で、普通建設事業・災害復旧事業・失業対策事業から成る。
特別支援学級	障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うための学級。障害種別のほか学籍のあり方により固定学級、通級指導学級に分かれる。
<b>な行</b>	
日影規制	周囲の敷地の日照を確保することを目的として、冬至の日を基準にして、一定時間以上の日影が生じないように、建築物の高さを制限するもの。「日影による中高層の建築物の制限」の略。
延床面積	建築物における、各階の床面積の合計。

用語	説明
<b>は行</b>	
複合化	複数の機能を一つの施設内に集約する公共施設マネジメント手法の一つ。公共施設の総床面積を縮小し、更新・維持管理費の縮減につなげるだけでなく、それぞれの機能に相乗効果と付加価値を与えるメリットがある(例：学校教育施設である学校内に、防災施設である防災倉庫を設置する)。
フレキシブル	建物の構造躯体(柱・梁・床等)と内装・設備等を分離し、内部の間仕切り、設備部分を自由に変更可能とすることで、将来の変化に対応できるようにすること。
<b>や行</b>	
予防保全	劣化の進行を予測したうえで、損傷が深刻化する前に修繕を行う管理手法。
<b>ら行</b>	
LAN(ラン)	限られた範囲内にあるコンピュータや通信機器、情報機器などをケーブルや無線電波などで接続し、相互にデータ通信できるようにしたネットワークのこと。Local Area Network の略。
<b>わ行</b>	
ワークショップ	本来「作業場」や「工房」を意味するが、まちづくり分野においては、地域にかかわるさまざまな立場の人々が自ら参加して、地域社会の課題を解決するための改善計画を立てたり、進めていく共同作業とその総称として用いられる。ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態が標準的である。

# 第二期武蔵野市学校施設整備基本計画 中間まとめ

令和 8（2026）年 3 月発行

発行：第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会  
編集：第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会事務局  
武蔵野市教育委員会 教育部 教育企画課 学校改築係  
〒180-8777 武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号  
0422-60-1972 SEC-KYOUIKU@city.musashino.lg.jp